

平成30年度各部定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査期間

平成30年4月6日（金）から平成30年8月21日（火）まで

2 監査の対象

平成29年度の財務に関する事務の執行状況等

3 監査対象部局及び日程

別添「平成30年度各部定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主眼点

各部定期監査は、平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

第2種報酬（通勤手当相当）が回数券あるいはIC乗車券によるバス利用特典サービスで認定されている非常勤職員の旅費について、減額調整をしていないものや調整を誤り、支給額が不足しているものがあった。

（碑文谷保健センター、介護保険課、学校運営課）

(2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 金券(図書カード、商品券等)を購入した場合、即日使用する場合を除き、金券受払簿を作成しなければならないが、作成していなかった。

(人権政策課、清掃リサイクル課)

イ 資金前渡受者の現金出納簿に課長の確認印がないものや総括口座のページを設けていないものがあった。

(清掃事務所、学校運営課)

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 物品の購入に当たり、1件当たり5万円未満の契約の場合は見積書の徴取を1者とすることができますが、同日に同業者と3件の契約を結び、3件合わせると5万円以上となるものがあった。

(高齢福祉課)

イ サッカーゴールの購入に当たり、2セット4基が必要なところ、仕様書の記載は1セット、契約依頼入力は1式としてしまったため、1セット2基の購入となってしまい、不足分については落札業者と随意契約することになった。

(スポーツ振興課)

ウ 測定器の廃棄委託契約において、仕様書に記載されている一般廃棄物許可証及び産業廃棄物許可証の写しの提出を受けていなかった。また作業終了後に提出することになっている作業報告書の提出も受けていなかった。

(環境保全課)

エ 契約確認票では2者以上の見積徴取になっていたが、1者のみの徴取であつたものや、見積徴取を1者とする理由が不適切であり、本来は2者以上から見積書を徴取すべきものがあった。

(人権政策課、教育指導課、教育支援課)

オ 再委託を行っているにもかかわらず、再委託承諾の手続を行っていないものや仕様書に再委託に関する記載がないものがあった。

(戸籍住民課、中央地区サービス事務所、環境保全課、

学校運営課、学校施設計画課)

カ 支出負担行為決定書の入力の際に、契約相手の債権債務者登録番号を誤って入力したため、誤った業者に支払いをした。そのため支払った金額を歳出戻入した上で、正当な業者と改めて契約をして支払うことになった。

(学校運営課)

キ 物品購入契約において、内税のものを誤って外税として支払ったため、差額を歳出戻入することになった。

(学校運営課)

(4) 補助金交付事務における事務処理を誤っていたもの

目黒区民間保育所施設整備費補助要綱に定める申請書に、同要綱第5条に定め

る資料（事業計画書や事業報告書等）が添付されていなかった。

（保育計画課）

（5）要綱に基づく処理を誤っていたもの

目黒区子ども・子育て応援基金の取扱いに関する要綱では、基金の適正な管理を図るため、子ども・子育て応援基金管理台帳を作成する旨定めているが、作成されていなかった。

（子育て支援課）

（6）必要な起案が作成されていなかったもの

認可外保育施設保育料助成金について、28年度に生じた差額を29年度の助成金に合わせて交付決定し支出していたが、この経緯についての起案文書が作成されていなかった。

（保育課）

（7）生活保護受給者の預金や転居費用の戻入金等が着服されていたもの

20年8月から29年11月までの間において、生活福祉課職員が生活保護受給者の預金や区に返還された転居費用等（総額444万1,276円）を着服していた。

（生活福祉課）

2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見られたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

（1）共通事項

ア 実施計画、財政計画及び行革計画の推進について

実施計画、財政計画及び行革計画が30年3月に合わせて改定された。

今期の実施計画には、早急に対応を要する保育所待機児童対策を始め47の事業が盛り込まれ、総事業費は約368億円に上り、直近の4期の中では最大規模となった。求められる事業推進のスピードを考慮した、思い切った内容と評価できる。

その実現を支える財政計画は、歳入面でのふるさと納税による減収影響等や、歳出面での消費税引上げの影響と義務的経費の増等を踏まえて改定された。計画内容からは、厳しい財政状況が改めて浮き彫りになっている。

計画期間の5年間では、既定経費（一般事務事業費）が急増し、新規・臨時経費が中途より減少する中で、計画4年目の33年度からは予算が1千億円を超える財政規模拡大が進む。

地方債残高は、149.3億円（30年度）から99.2億円（34年度）へと50.1億円減少する。しかし、積立基金残高も、同じ年度比較で、365.3億円（うち財政調整基金167.8億円）から274.7億円（うち財

政調整基金 103.1 億円)まで減ってしまう。その差は、地方債残高の縮減額を上回る、90.6 億円(うち財政調整基金 64.7 億円)である。つまり「借金」返済のスピードを超えて、「貯金」が取り崩されていくことが予想されている。

こうした厳しさが増す財政基盤の変化が予見されているので、その状況を十分に踏まえた上で、行革計画に定められた事項にしっかりと取り組み、常に効率的な行政執行に努めて、実施計画事業等の着実な推進を図られたい。

(政策企画課、経営改革推進課、財政課、ほか全課)

イ コミュニティ施策の今後の進め方について

28年4月から続けられてきたコミュニティ施策の検討結果が、29年12月に「コミュニティ施策の今後の進め方」としてまとめられた。これは、地域コミュニティ活性化のため、町会・自治会への支援を改めて明確に打ち出し、地域課題の解決に向けた協議を行う場として、住区住民会議の役割を再確認するものとなっている。

現在は、この方針に基づき、町会・自治会や住区住民会議への支援策を中心とする「コミュニティ施策に係る当面の具体的取組案」が検討・実施されている。

一方では、この間にも、両者は活躍の場を広げつつある。例えば、防災課が進める避難所運営協議会の設立や運営、介護保険課が手掛ける地域の支え合いに関する生活支援体制整備事業等である。

新たな取組は、区民の耳目を引きやすい。区においては、こうした事業等の周知を図る中で、町会・自治会や住区住民会議の貢献についても触れて、課題の一つである、両者に対する区民の認知度不足の解消に努めて欲しい。

当面の具体的取組に関しては、現段階で、町会・自治会や住区住民会議を対象としたものに集約されている。しかし、例えば、町会・自治会への加入においても、その前提として、地域で協力し合う意義の理解はやはり一定必要となる。今後個々の事業に順次着手していくものと思われるが、併せて、地域コミュニティが長い人生の中では必要な生活基盤であることに気付いてもらえるような広報等を継続して行い、様々な地域活動等への理解促進を図って行くことも要望する。

(長期計画コミュニティ課、地域振興課、ほか全課)

ウ 行政系人事制度の改正と人材育成について

職員の職の再編などを伴う行政系人事制度の改正が30年4月に実施された。係長職の適正な確保、職務・職責の明確化や、メリハリのある人事・給与制度の構築等が主な目的である。

こうした改正のねらいがより良く達成されるためには、制度の運用面での取

組が現実には重要になってくる。昇任選考などの仕組みづくりや実施においては、見直しに至った経緯等を踏まえ、改正趣旨が実態面にきちんと反映されるように努められたい。

また、新たな人事制度が施行される中で、行革計画では、重点戦略1において、人材育成が掲げられた。これも制度改正に沿った具体策を持ちながら、各職場で推進されることを望みたい。

(人事課、経営改革推進課、ほか全課)

エ 収入未済額の縮減について

区の財源を確保していくためには、当然ながら、特別区民税や国民健康保険料を始めとする債権を適切に管理し、収納率を高めていくことがまず重要である。また、区民負担の公平性の確保の観点からは、厳正な対応が求められる。

29年度の収入未済額は、一般会計で18億2,780万円余（前年度比△1億8,769万円余、△9.3%）である。特別会計では、国民健康保険が22億1,783万円余（同△5,072万円余、△2.2%）、後期高齢者医療が7,888万円余（同202万円余、2.6%）、介護保険では、1億5,910万円余（同△1,109万円余、△6.5%）となった。4会計の合計では、42億8,362万円余（同△2億4,748万円余、△5.5%）である。

特別区民税や国民健康保険料の徴収において、収納率が微増し、滞納対策事務の一元化が更に進められたことなどの取組により、前年度に比較して状況の改善が見られた。

こうした努力は全体的に認められるものの、収入未済額総額は依然として大きなものとなっている。生活保護費弁償金、区民住宅使用料や介護保険サービス自己負担金など、各事業に係る未収金も含めて、一層適正な対応を進め、収入未済額の更なる縮減を図られたい。

(滞納対策課、国保年金課、介護保険課、ほか債権所管課)

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

(ア) 区有施設の見直しについて

区有施設見直しについては、リーディングプロジェクトと位置付けられ、行革計画にも掲げられた目黒区民センターに関する検討が今年度から開始された。課題の整理の後、基本的な方向性の検討が行われる予定になっているが、様々な部署や関係者がかかわる施設であり、全面的な改修ともなれば多額の費用を要することが想定される。区政へ大きな影響を及ぼす問題である。

現実的な方向性を整理するためには、区民や関係者の理解を得ながら検討していくことが欠かせない。途中経過の報告を丁寧に行うなど、進捗状況を

明らかにし、幅広い意見を集めながら検討を進めるように要望する。

また、行革計画中の「区立学校の適正規模・適正配置に向けた取組」では、30年度に統合方針の改定、31年度には統合新校整備方針の策定等が予定されている。区有施設の見直しの観点からは、学校統合は複合化（将来的な展望を含む）の検討が可能となる機会でもある。統合新校整備方針の策定等の協議においては、関係者の理解も得ながら、複合化に係る視点が考慮されるように取り組まれたい。

(区有施設プロジェクト課、学校統合推進課)

(イ) 統一的な基準による財務書類の作成について

これまでの方式を変更した、総務省の「統一的な基準」に基づく目黒区財務諸表（28年度決算）が30年2月に作成されて公表された。これにより財政の透明性を高め、その適正化等に資する、他団体との比較を行う環境整備が一層進んだものと考えられる。

次にはこうした財務諸表の活用が期待され、行革計画においても、行政評価制度との連動などが予定されている。今後は、それに向け、事業の区分や複合施設の取扱いなど具体的な検討を進めることである。職員が財務に係る専門知識を深めながら、新たな仕組みが適切に構築されるように期待したい。

また、行政評価制度等において利用を図り、ひいては計画改定や予算編成などに生かしていくためには、やはり財務諸表の作成時期も課題となってくる。前年度分のそれがタイムリーに提供されることが望まれるので、今後の活用に関しては、作成時期を含めた検討を行って欲しい。

(財政課)

イ 総務部関係

(ア) 公契約条例の制定について

適正な労働条件の確保により、優れた人材を獲得しやすい環境を整備し、併せて公契約の適正な履行を図り、区民サービスの向上と地域経済の活性化を目指す公契約条例が29年12月に制定された。条例に規定される公契約は、工事請負契約が30年10月から、業務委託契約と指定管理は31年4月から条例が実質的に適用される。

条例の施行に当たってはいくつか留意すべき点がある。

まずは、労働者と事業者に対する十分な制度周知である。各労働者の理解と共に、事業者側には新たな事務負担等が生じることから、その協力が欠かせない。

また、公契約審議会の意見を踏まえて決定される労働報酬下限額に関しては、今後区の公契約等に係る予算額にも少なからず影響を与える。したがつ

て、条例の運用においては、現実的な区の費用負担の状況も考慮しながら、所期の効果を上げるように努めることが求められる。

区のチェック体制の整備も大切である。提出された台帳の点検や、労働報酬下限額が支払われない労働者の申出に基づく、受注者への報告等の要求や立入検査に関する対応が新たに生じる。

こうしたことから、スタート時においては、関係者の理解を得ながら、施行の状況をよく見極めて制度の運営をしていくことが肝要となる。必要な軌道修正を適宜図りつつ、条例のねらいがより良く実現できるように、適切に推進されることを望みたい。

なお、条例では、以前から要望されてきた、区の公契約の受注者における区内事業者の活用に関しても、努力義務を課すところとなっている。施行に当たっては、この規定についても丁寧な周知を図り、受注者の理解を深め、実行を促すように取り組まれたい。

(契約課)

(イ) 有資格者による施設点検について

建築基準法の改正に伴い、有資格者（一級建築士等）による区有施設の点検が29年度から開始された。これにより建築物の安全性や適法性の確保が更に図られるところとなった。

しかしながら、その業務の委託においては、当初予算額と執行額との間に大きなかい離が見られ、多額の契約落差金が生じていた。今後は、受託事業者の点検業務の執行方法等を踏まえ、適切な予算措置となるように留意されたい。

(施設課)

ウ 区民生活部関係

国民健康保険運営の広域化について

医療保険制度改革関連法の成立により、今年度から国民健康保険運営の在り方が見直された。東京都が新たに財政運営の責任主体となり、運営に中心的な役割を担い、本区においては、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課と徴収など、引き続き区民に身近な事務等を担当するところとなっている。

このうち保険料に関しては、今までの経緯等が考慮され、23区の統一保険料方式が維持された。新制度への移行は、情報システムの改修や新たな財政運営方法を踏まえた予算編成等、適切な準備により、円滑に進められている。

しかし、制度改正により、区における従来からの課題がすべて解決される訳ではない。被保険者の健康維持と医療費の適正化、保険料収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減などについては、引き続き対応が求められる。

第二期のデータヘルス計画と一体的に策定された第三期特定健康診査等実施

計画の推進、保険料のクレジットカード収納の実施や、法定外繰入の抑制等に着実に取り組み、新たな運営環境において、一層安定した制度となるように努められたい。

(国保年金課)

エ 文化・スポーツ部関係

国内交流及び国際化推進について

これまで旧前田家本邸の存在を縁に様々な交流を続けてきた金沢市と29年10月に友好都市協定が締結された。角田市、気仙沼市に続く三つ目の国内友好都市である。

今後は、高校生を中心としたジャズ交流事業が予定され、茶の湯、伝統文化などの交流も検討されている。両都市間には、既に結びつきのある民間の文化施設等もあり、そうしたところと協力しながら、更なる関係拡大を図ることも期待できる。

様々な縁を活かし、区民と市民との交流機会も作りながら、両都市の活性化と発展につながる取組を一層進めて欲しい。

また、国際化推進の面では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、同年11月ケニア共和国大使館とホストタウン事業の覚書が締結された。区内にある大使館というつながりから、新たな形式の友好関係が生まれた。早速、同国の子どもたちに、区民から集めた靴を贈る機運醸成事業等が行われている。今後も、競技大会の開催に向けて、ホストタウンの趣旨に沿った交流事業が更に実施される見込みである。

相互の信頼関係の構築に努め、将来の関係発展につながる契機となるよう取り組まれることを望みたい。

(文化・交流課)

オ 健康福祉部関係

(ア)生活保護受給者の預金等の着服事案に係る再発防止策について

指摘事項で述べたとおり、職員が生活保護受給者の預金や区に返還された転居費用等を着服する事件が29年10月に発覚した。区民福祉の向上を図る使命を帯びた職員がこのような行為を犯すに至ったことについては、あってはならない事態であり、誠に遺憾である。

所管においては、同年11月に「生活保護受給者預金等着服事案に係る再発防止委員会」を設置し、12月に再発防止策をまとめ、30年1月以降それに基づき対応を進めてきている。

このような状況に鑑み、生活福祉課に対しては、今回の各部定期監査において、書類調査に合わせ実地での監査も行った。内容としては、生活保護受給者の金銭管理、遺留金の取扱い、ケースワーカーの担当年数や、他の再発

防止策の取組状況についてである。

その結果、現段階では、いずれの再発防止策も定められた通り実践されており、金銭管理や遺留金の取扱等にも問題は見られなかった。特に査察指導員である各保護係長の意識は高く、改善に向けて中心的な役割をよく果たしていることが認められた。

再発防止策の推進は始まったばかりである。所管においては、引き続き真摯に取り組み、事務の適正化と信頼回復に努められたい。

(生活福祉課)

(イ) 保健医療福祉計画及び障害者計画の改定並びに介護保険事業計画の策定について

保健医療福祉計画と障害者計画の改定や、第7期介護保険事業計画の策定が30年3月に行われた。

新たな保健医療福祉計画では、共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などに係る包括的な支援体制の構築が目指され、地域における支え合いの推進施策等に重点が置かれている。その趣旨から、在宅医療と介護・福祉の連携など、地域福祉・地域包括ケアに係る項目の拡充が図られた。

また、新障害者計画は、障害児支援の充実・強化のため、今回の改定から障害児福祉計画も包含するものとなり、医療的ケア児や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業の取組等が新たに盛り込まれている。

保健医療福祉計画は、高齢者、障害者、子どもなど、すべての区民を対象とし、保健医療福祉の施策を総合的に推進するねらいから策定されている。その中で、認知症施策、医療的ケア児・重症心身障害児への支援、子どもの貧困（大人の貧困が背景）等、区の複数の組織が関わらなければならない課題は更に増える傾向にある。改めて関係機関の連携を密にした計画推進を要望しておきたい。

第7期介護保険事業計画は、高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止等の実現を図ると共に、30年度から32年度までの保険給付の見込み量や介護基盤整備の目標等を明らかにしたものとなっている。これにより算出される第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、第6期（27年度～29年度）より460円上昇した、6,240円であり、今後も介護保険給付が増大する見込みが示された。

本計画は、保険者が計画期間に係る介護保険運営の見通しを立てて、主に被保険者や事業者に対し、第1号被保険者の保険料基準額の算定根拠や、事業参入の判断材料等を提示する性格も有している。その観点からは、計画内容の説明において、理由や事情等を追記すべき点が以下のとおり見られた。

事業者募集の際などには必要な補足を行い、また、次期（第8期）においても同様の状況が生じる場合には、計画の記述を適切にされたい。

- ・認定者出現率

第6期において低下した70歳代の認定者出現率が、今期（第7期）では増加に転じるなど、出現率の傾向に変化が見られること。

- ・地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護等）の整備と利用者見込数

新たな整備予定として、小規模多機能型居宅介護の事業所が4か所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所が1か所、それぞれ掲げられている。

しかしながら、両サービスの利用者見込数は、計画最終年度（32年度）においても、こうした基盤整備を必要とする数には達しておらず、供給過多の状態が予測されること。

(健康福祉計画課、介護保険課、高齢福祉課、障害福祉課)

力 健康推進部関係

住宅宿泊事業法施行に伴う民泊関連事務等について

急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需要のひっ迫状況等に対応するため、住宅宿泊事業法が30年6月から施行された。それに先立ち、区においては、こうした事業に起因して生活環境の悪化が生じないように、東京都から関係事務の権限移譲を受け、目黒区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を同年3月に制定した。

同条例は、住宅地の割合が高い本区の特性から、事業実施を日曜日の正午から金曜日正午までの間は認めず、事業者には、開設前の近隣住民への周知、住宅の所在・連絡先等の公表や、苦情等の記録・保存を求める内容となっている。また、宿泊者には、周辺地域の生活環境への悪影響を防止する努力義務が課せられた。

所管では、同年3月からの届出の準備行為開始に合わせ、事業者向けハンドブックや職員用マニュアルを作成し、事務処理体制も整備して制度の開始を迎えたところである。

現段階では、法施行間もない時期であり、届出の事務は円滑に進められている状況にあるが、今後は、無届のケースへの対処、事業の適正な運営の確保や、懸念されている騒音やごみの扱いなどの問題が生じないような取組も求められる。関係所管が協力して、引き続き適切な対応に努められたい。

また、住宅宿泊事業が広がっていく中では、来区する外国人も次第に増加していくものと考えられる。めぐろ多文化共生推進ビジョンが掲げる「情報のユニバーサルデザイン化の推進」や「おもてなしマインドの推進」、観光ビジョンが定める「パンフレット冊子やガイドマップ・ホームページなどの多言語化・外国人向けの内容記載」などの取組を一層促進されたい。

(生活衛生課、文化・交流課)

キ 子育て支援部関係

(ア) 保育所待機児童対策について

29年度においては、国公有地の活用や賃貸型保育所などを整備して744人の定員拡大が行われた（30年6月開設を含む）。まだ待機児が多く存在する厳しい状況下ではあるが、大幅な定員増を実現したことに関しては、所管課はじめ関係者の努力を多としたい。

新たな実施計画では、30年度から33年度の4年間に、39か所の私立認可保育所の開設支援を行い、今後も2,914人程度の定員増が目指されている。31年度は、区立保育園の民営化による定員拡大等も含め、1,122人増の予定である。

事業者にとっては、用地や建物、保育士の確保など難しい課題が相変わらず存在するが、区として可能な支援を行いつつ、引き続き様々な手法を活用して、待機児解消に向けた取組を更に進められたい。

(保育課、保育計画課、保育施設整備課)

(イ) 児童相談所の開設に向けた検討について

児童相談所の開設検討に関しては、29年5月に副区長を委員長とする「児童相談所開設準備検討委員会」が設置され、全庁的な協議の場がつくられた。現段階では、児童相談所設置市事務の検討などに着手されている状況である。

一方で、開設をにらんだ心理職の職員の採用は既に始められている。この点では、将来的に職員の年齢層が特定の年代に集中しないような配慮が今から必要と考えられる。

しっかりとした運営環境の確保がまずは開設の前提となるので、今後も23区で協力しながら、東京都と協議を行うなど、開設に向けた検討と調整を適切に進められたい。

なお、こうした取組のさなかに、本区に転入してきた少女が虐待を受け命を失うという痛ましい事件が発生した。区においても、子ども家庭支援センターと品川児童相談所との連携、要保護児童対策地域協議会における関係機関との協議や情報共有など、現状の役割の中での取組に関し、改めて検討が行われているところである。

本区に児童相談所が開設されたとき、こうしたケースをいかに防ぐことができるかという点は、その設置の意義につながる課題でもある。こうした視点からの整理も含めた開設検討とすることも望みたい。

(児童相談所設置調整課)

ク 都市整備部関係

住宅マスタープラン（第6次）について

目黒区住宅基本条例第4条の規定に基づく住宅マスタープランが30年3月に改定された。新プランは、国や都の住宅政策の変化などを踏まえながら、基本理念に「みんなでつくる安心して住み続けられる目黒」を掲げ、区民や事業者等の取組にも期待を寄せたものになっている。

その理念や政策の方向性については十分理解できるところであるが、内容の一部に関して、次期改定時や今後の施策展開時に留意しておいて欲しい点がある。

一つは、本プランの成果指標に関してである。昨年度の各部定期監査においても、「基本計画の補助計画の進行管理」に関し、「実現すべき成果に係る客観的な数値目標や指標の設定が少ない」点をあげ、その改善検討を既に要望している。第三者が行政計画の進捗状況を評価する際には、やはりこうした数値目標等に頼らざるを得ない側面が存するからである。

しかるに、今回の第6次の住宅マスタープランにおいては、第5次における成果指標が17（うち数値目標9）であったところ、内容の見直しの中で、その数を11（うち数値目標3）に減じてしまっている。次期改定時の再考を望みたい。

もう一つは、計画づくりの前提とされた、住宅や住環境に対する区民の関心の低さについてである。この点、本プランでは、第45回目黒区世論調査（29年10月）の回答をもとに考察している。区の施策の良否を尋ねる質問（30の施策から、良いものと悪いものそれぞれ5つまで選択）において、住宅施策を選んだ人が共に少ないと（良いで19位、悪いで8位）をもって、「関心が低い」と断じ、区民が住宅や住環境への関心を高める必要性を打ち出すところとなった。

この質問の回答者は、定住意向や町会・自治会への加入率が比較的高く、住宅を既に保有していることから住宅施策を評価対象とする動機をあまり有しない、持ち家層（一戸建持家、分譲マンション）がその過半を占めている。

しかも、質問は区の施策についてのものであり、自らの住宅等に関する考えを直接聞かれたものとはなっていない。分析において、住宅施策に関する意識と住宅・住環境に関する意識のすり替えが生じている。

したがって、こうした調査結果の解釈をもとに、区民の住宅や住環境に係る関心の低さを結論づけるのは、早計に過ぎると思われる。

区民の住宅等に対する意識は、現在の居住形態等により違いがあると考えられるので、住宅施策の啓発や推進に当たっては、きめ細かい対応を要望したい。

（住宅課）

ケ 環境清掃部関係

環境美化の推進について

29年4月に鉄道ガード下の公衆トイレを改築した学芸大学駅西口指定喫煙所が開設された。これにより地域からも要望されていた、駅横の道路上にあつた指定喫煙所の解消を実現することができた。

今後も、路上喫煙所を見直す意見や、東京都受動喫煙防止条例の施行等により、飲食店が多く集まる地域を中心に屋内喫煙所設置への要望が高まるものと想定される。開設費用や場所の確保など、様々な課題が存するが、鉄道事業者等の協力も得ながら、可能な方策について検討を進められたい。

(環境保全課)

コ 教育委員会関係

隣接学校希望入学制度に関するアンケートについて

隣接学校希望入学制度に関するアンケート（29年10月～11月に実施）に関しては、調査の実施方法や集計等の一部に次のような改善を要する点が見られた。将来において同様な調査を行う場合には留意をされたい。

- ・就学前児童（31年及び32年の4月に小学校へ入学予定の児童）の保護者に対する調査の標本抽出方法

小学校の学区域ごとに各年齢の保護者50人ずつを無作為抽出して調査を行い、その結果を集計しているが、この方法だと各学区域の就学前児童数の違いが考慮されない。調査対象者には、就学前児童数が少ない学区域の保護者が選ばれ易く、その声が現実の構成比の大きさを超えて反映される結果となっている可能性が高い。

全就学前児童数に各学区域の就学前児童数が占める割合と同じ比率で、各学区域から標本抽出することが望まれる。

- ・調査データの合算

一部で標本調査の調査結果と全数調査による調査結果のデータが合算されているが、これらは収集方法が異なり、標本誤差の有無など、質に違いのあるデータである。合算して考察の対象とすることは適切でない。

- ・過去（26年度実施）の調査データとの比較

調査データの比較の一部において、調査対象者が同一でないものがある。

(学校運営課)

3 推奨事項

寄付の拡充に向けた環境整備について

本件については、昨年度の各部定期監査において、制度の整備に関わり、寄付の拡大や積極的なPR等に努めることを要望した。

こうした中で、29年12月に、総合ポータルサイトを活用し、クレジット決済にも対応した寄付金の受入れの仕組みが整備された。寄付者の意向が反映されるように、その使途となる福祉、子育て、教育などの12事業も示され、積立基金の整

備も行われて、区外寄付者には、返礼品も贈呈されるところとなっている。

その返礼品においては、工夫が凝らされ、地元企業の製品やサービス（目黒ゆかりの品、イベント・優待券）、福祉施設の生産品だけでなく、友好都市の特産品も加えられた。寄付者にとって魅力があり、また、産業振興、福祉や交流事業にも貢献する内容になっている。

この制度創設以降、昨年度中においては、240件、合計1,434万円余の寄付が寄せられた。所管はじめ関係課の努力を評価する。

また、この8月からは、区内の芸能事務所に所属する音楽グループや地元にゆかりのある品物等が新たに返礼品に加えられるところとなった。今後も、そのように制度内容の一層の充実を図り、更に環境整備を進めることを望みたい。

(秘書課、ほか関係課)

4 まとめ

全体としては、おおむね適切な事務執行となっているが、今回も、定められた方法や手順等に従って事務処理を行っていないケースでの指摘事項がいくつか見られた。規程等の認識不足は、人事異動期における担当者変更によるものが多いと思われる。丁寧な引継ぎと共に、新たな担当者に対する早期の研修や、事務処理時におけるマニュアル等参照の徹底など、再度注意を喚起し、適切な対応に努められたい。

また、生活福祉課職員の着服事件等の発生に関しては、組織的な対策の構築や推進と共に、職員には公務員倫理の再確認が改めて求められている。

区職員は、区民のお金を預かり、それを使って、区民の福祉向上のため仕事をする。時には、法令に従い、サービス受給の決定など、区民の生活状況を左右する事務にも携わる。区民からすると、このような仕事は信頼できる人にしか任せられない。不信感を抱かせる人に、自らのお金や生活を委ねようとする区民はおそらく一人もいないであろう。だから高い倫理性が要請されている。

こうした職員としての在り方の原点を、いま一度思い起こすようにして欲しい。

30年度は、基本計画、子ども総合計画や産業ビジョンの改定作業、保育所待機児対策などの実施計画事業の推進、区有施設の見直し検討等、多くの重要な取組が進められる。緊急課題への対応だけでなく、次代につながる施策に着手する大切な時期でもある。今回の監査結果も踏まえながら、事務執行に当たっては、一層効果的かつ効率的に進めて行くと共に、適正な事務処理に努め、所期の成果を十分にあげることができるように期待する。

以上